平成２５年（フ）第８２号
新潟県三条市旭町１丁目３番27号
債務者　森本　　強
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第５９６号
北九州市小倉北区小文字１丁目４番５号　白井荘101号
債務者　井本浩一郎
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７０５号
北九州市小倉南区中曽根東３丁目７番43号　プレジール鶴内101号室
債務者　本田　佐織（旧姓楳）
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７５１号
北九州市八幡西区沖田１丁目13番12号
債務者　原田　珠未（旧姓岡村）
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１５０号
青森県黒石市吉乃町69番地
債務者　佐藤めぐみ
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第２１０号
長野市若宮１丁目６番地１　パティオ塚田Ａ棟102
債務者　川久保清隆
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
長崎県東彼杵郡川棚町小音琴郷465番地61
債務者　牧野　祐子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１６６号
長崎県佐世保市保立町12番４号　中村アパート101号
債務者　納冨　敏枝
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第４１９号
鹿児島県いちき串木野市金山下13871番地１
債務者　長樂喜久代
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
福岡県田川郡川崎町大字池尻1498番地の１
債務者　田中いえ子
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第１０９号
福岡県田川郡福智町神崎1533番地１　町営福吉団地Ｂ棟412号
債務者　下鶴千鶴香（旧姓濱地）
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第１２８号
山口県防府市開出西町４番11号
債務者　栗林　政成
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
山口市矢原949番地６　エントピア矢原Ｂ棟102号
債務者　玉野恵美子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３９７９号
東京都町田市南成瀬４丁目19―15―２
債務者　種子　和彦
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９８７号
東京都豊島区池袋３丁目52―13―102
債務者　山田　末彦
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９９８号
東京都東久留米市前沢１丁目３―47　コーポハイブリッチＡ―205
債務者　野辺地孝一
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０２０号
東京都江戸川区瑞江２丁目30―１―202
債務者　高橋　久夫
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部